

次のとおり一般競争入札を行います。

平成 25 年 10 月 16 日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報課長 寺 島 克 敏

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 デスクトップ型 P C 賃貸借契約
- (2) 契約の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 契約期間 契約の日から平成 31 年 2 月 28 日まで（賃貸借期間 平成 26 年 3 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日まで）
- (4) 納入場所 佐賀県統括本部情報課長が指定した場所

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県統括本部情報課最先端電子県庁担当（新行政棟5階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7390

F A X 番号 0952-25-7299

電子メールアドレス jouhou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属資料の交付方法及び交付期間

平成25年10月16日（水）から同年11月25日（月）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに、別に定める入札参加資格確認申請書及び納入予定機器等の確認申請書を(1)まで持参し、又は郵送し、競争入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限

平成 25 年 11 月 11 日(月)午後 5 時(郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格及び納入予定機器の確認

納入予定機器等の確認申請書により仕様を確認する。

なお、入札参加資格及び納入予定機器等の確認結果は、平成 25 年 11 月 15 日(金)までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けたとき。

エ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出方法

(7)の場所に直接持参し、又は(1)の部署に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成 25 年 11 月 22 日(金)午後 5 時必着とする。

また、封筒に「デスクトップ型PC賃貸借契約に係る入札書在中」と朱書きすること。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 25 年 11 月 25 日(月)午後 2 時 30 分

イ 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新行政棟 2 階 記者会見室

(8) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。)第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積金額(消費税額及び地方消費税額を含む)の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは

裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(9) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の平成25年度分に105分の100を乗じて得た金額と、平成26年度分から平成31年度分に108分の100を乗じて得た額とを合計した金額を入札書に記載すること。

(10) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格の平成25年度分に105分の100を乗じて得た額と、平成26年度分から平成31年度分に108分の100を乗じて得た額とを合計した額の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当

該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(11) 再度入札に関する事項

第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は2回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(12) 入札の無効

入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札保証金が(8)に規定する金額に達しない者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 期限内に入札を行わない者

ク 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(13) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(14) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續並びに契約の履行において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 公告内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、平成 25 年 10 月 30 日（水）の午後 5 時までに 3 の(1)のメールアドレスへ送信すること。

回答は、平成 25 年 11 月 6 日（水）までに質問者及び同日までに入札参加資格申請を提出した者に電子メールで行い、文書は後日送付する。

なお、質問の回答期限以降に入札参加資格申請を提出した者については、入札参加資格確認結果の通知と同時に、質問への回答を送付する。

(5) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定により、3 の(8)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(6) 平成 26 年 2 月 28 日までに機器の引渡しを行うこととし、賃貸借期間は、

平成 26 年 3 月 1 日からとする。

- (7) 機器の設定等費用は県の予算の範囲内で支払い、賃貸借料は 1 か月ごとの実績に基づきその月分を支払う。

なお、1 か月の賃貸借料は機器の設定等費用を除いた契約金額を 60 か月で除した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とし、最終月の支払額は契約金額の支払残額を支払うこととする。

- (8) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

- (9) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

- (10) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。

- (11) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

5 Summary

- (1) Subject matter of the contract :

Desktop personal computer rental

- (2) Fulfillment Period :

From the day of the contract through February 28, 2019

- (3) Date for the announcement of notice of a bid description :

October 16, 2013

- (4) Contact information for inquiries

Information technology Division

General Management Headquarters, Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel.0952-25-7390

Fax.0952-25-7299